

## ○阪神水道企業団庁舎防火管理規程

制定 平成3年2月20日 管理規程第1号  
改正 平成18年4月1日 管理規程第2号  
平成20年4月1日 管理規程第4号

(趣旨)

**第1条** この規程は、本企业団の庁舎（本庁、各場、センター及び所をいう。以下同じ。）の防火管理について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成18年管理規程第2号〕

(防火管理責任者)

**第2条** 本企业団に防火管理責任者を置く。

2 防火管理責任者は、技術部長をもって充てる。

一部改正〔平成20年管理規程第4号〕

3 防火管理責任者は、庁舎の防火管理に関する業務を統括する。

(防火責任者)

**第3条** 各庁舎に防火責任者を置く。

2 防火責任者は、本庁にあっては技術部施設管理課長を、それ以外の庁舎にあっては場長又は所長をもって充てる。

一部改正〔平成18年管理規程第2号、平成20年管理規程第4号〕

3 防火責任者は、防火管理責任者の指揮を受け、庁舎の防火管理業務を行う。

4 消防法（昭和23年法律第186号）に規定する防火管理者は、該当する庁舎の防火責任者をもって充てる。

(火元取締責任者)

**第4条** 防火責任者は、庁舎内における火災の発生を予防するため、必要に応じ、火元取締責任者を置く。

2 火元取締責任者は、防火責任者の指示に従い、火気の取締を行う。

(消防計画)

**第5条** 防火管理責任者は、防火責任者に命じて、庁舎内における消火設備、警報設備、避難設備その他防火管理について消防計画を作成させ、必要な措置を講じさせなければならない。

(補則)

**第6条** この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成3年2月20日から施行する。

**附 則** (平成18年4月1日管理規程第2号)

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成20年 4 月 1 日管理規程第 4 号)

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。